

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

28 February 2024

### 「グローバル・プライベートM&A ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



## Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 91

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 91 となる本号では、シンガポール国家安全保障上の利益を強化するための重要投資審査法案が国会において可決、オーストリア会社法改正等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. アジア

**シンガポール**：シンガポール国家安全保障上の利益を強化するための重要投資審査法案が国会において可決

**フィリピン**：クロスボーダーの役務提供が最終源泉税及び最終源泉付加価値税（最終源泉 VAT）の課税対象に

#### 2. 米州

**米国**：SPACに関する新たな規則の導入

**米国**：連邦租税裁判所、ケイマンヘッジファンドが米国で事業活動に従事していると判決

#### 3. 欧州

**オーストリア**：オーストリア会社法改正

#### 4. ESG / Sustainability

**ベトナム**：責任あるビジネス慣行に向けた国家行動計画

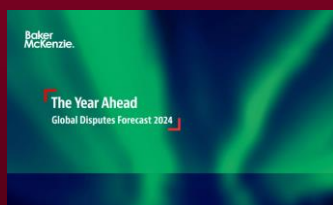
**EU**：強制労働による製品の EU 市場流通を禁止する規則に関するアップデート

**英国**：改訂版グリーンリース・ツールキットの公表

## 「2024年国際紛争展望（英語）」 レポート発行のお知らせ

経済停滞と地政学的リスクを背景に、企業は様々な課題に向けて準備を進めています。第7版となる本年次報告書では、紛争傾向の詳細な分析に加え、セクター・地域別の動向を分析します。大企業600社以上の社内弁護士によると、ESGや雇用リスクが最大の懸念事項として挙げられ、世界的な紛争は今後も増加傾向であるとの見方が示されています。今年一年の備えとなれば幸いです。

画像をクリックしてご覧ください。



## 1. アジア

### シンガポール

#### シンガポール国家安全保障上の利益を強化するための重要投資 審査法案が国会において可決

##### 概要

2024年1月9日、シンガポール国会は重要投資審査法案（以下、「法案」）を可決した。本法案は、シンガポールの国家安全保障上の利益にとって重要な国内外の事業者への投資に対するシンガポール政府の規制手段を強化し、安全保障における規制の柔軟性を確保するものであると同時に、国際的な規範に沿いつつも、開放的で投資しやすい経済を維持するように設計されており、既存の産業セクターごとの規制を補完するものである。同法案では、国家安全保障上の観点から重要であると判断された事業者は、同法に基づく指定を受け、その所有権、支配権、重要な役職員の変更に関する承認要件やその他の関連する制限を受ける可能性がある。

##### 国家安全保障上の利益

「国家安全保障上の利益」は、シンガポール政府が予期していない事態に柔軟に対応できるように、法案において意図的に定義されていない。Gan Kim Yong 通商産業大臣（以下、「大臣」）は国会で、シンガポールの主権や、経済安全保障と回復力、不可欠なサービスの継続的提供のような重要分野がその対象になると明らかにした。

##### 事業者ベースの指定

大臣は、以下の種類の事業者を指定することができる。

- シンガポールで法人化・結成・設立された事業者
- シンガポールで活動する事業者
- シンガポール内の人に商品やサービスを提供する事業者で、シンガポールの国家安全保障のために指定が必要であると大臣が判断した事業者

本法案において事業者とは、個人事業主、パートナーシップ、会社その他の団体（法人格の有無を問わない）を意味し、信託も含まれている。

指定された事業者は、基準を満たさなくなった場合には、指定を取り消してもらうことができる。通商産業省（以下、「MTI」）は、指定された事業者のリストを継続的に見直し、再評価する。指定された事業者のリストは、本法案施行後、最終的に官報に記載される予定である。

##### 通知および承認要件

指定された事業者を対象とする取引について下記のような通知及び承認の要件が定められている。

- 指定された事業者を対象とする買い手は、5%の支配者となった後7日以内に大臣に通知しなければならない。
- 指定された事業者を対象とする買い手で、12%、25%又は50%の直接又は間接的な支配者になる際には、事前に大臣の承認を得なければならない。
- 売り手は、50%又は75%の支配者でなくなる場合に、大臣の承認を得なければならない。

## 「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



必要な承認を求めずに取引を行った場合、取引が無効とされ、当事者は指定された事業体の持分の処分又は譲渡を指示される可能性がある。

指定された事業体は、重要な役職員（例えば、CEOや取締役）を任命する前に、大臣の承認を得なければならない。また、国家安全保障のために必要であると判断された場合には、重要な役職員の解任の前にも大臣の承認が必要な場合がある。

### その他の主要規定

指定された事業体の継続的な業績確保のために、以下の規定がある。

- 指定された事業体は、大臣の承認なしに自主的に清算し、終了し又は管財手続の対象とすることはできない。
- 指定された事業体に対する担保、判決又は裁判所命令の執行を希望する当事者は、大臣に事前に通知しなければならない。
- 大臣は、他の当事者による指定された事業体の業務、事業及び財産の支配権の取得を指示する権限を有する。

### 命令権限

大臣は、指定されているか否かにかかわらず、シンガポールの国益に反する行為を行った企業に対し、取引から2年以内において特定の行為を命令する権限を有している。

このような場合、大臣は、取引当事者に当該企業の持分を処分するよう指示したり、当該企業に対し、いかなる者に対しても秘密情報の開示を制限するよう指示したりする等の様々な指示を出すことができる。

### 利害関係者の関与

影響を受ける利害関係者に必要なガイダンスや説明を提供するため、MTIの下に重要投資審査室が設置される予定である。

### 要点

本法案は、複雑化する地政学的環境において、シンガポールの国家安全保障上の利益を保護しようとする前向きな改正案である。「国家安全保障」の定義を置いていけば法案がより明確になるというメリットがあったはずであるが、シンガポール政府は、投資家やシンガポールの国際貿易パートナーを脅かすことなく、法案を柔軟かつ効果的なものにするという課題にも直面していた。この点、シンガポール政府は、「国家安全保障」を意図的に定義せず、また、法案の条項の大部分を、シンガポールの主要な投資家や国際的な貿易相手国がすでに慣れ親しんでいる海外の類似の法律や既存の国内法制に類似したものとすることで、課題の解決を実現した。

[最初のページに戻る](#)

## フィリピン

### クロスボーダーの役務提供が最終源泉税及び最終源泉付加価値税（最終源泉 VAT）の課税対象に

フィリピン税務当局は、クロスボーダーの役務提供（以下、「クロスボーダーサービス」）にかかる最終源泉税及び最終源泉付加価値税（以下、「最終源泉 VAT」）の算定及び徴収についての取扱い及び位置付けを明確にしている。

## 「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



## 概要

2024年1月10日、フィリピン内国歳入庁（以下、「BIR」）は、クロスボーダーサービスが最終源泉税及び最終源泉VATの対象となるか否かを明確にするため、歳入庁通達（以下、「RMC」）第5-2024号を公布した。RMC第5-2024号は、Aces Philippines Cellular Satellite Corp. vs. Commissioner of Internal Revenue 事件（2022年8月30日、G.R. No. 226680）における最高裁判所の判決に基づいており、公布と同時に発効した。

## フィリピンにおける課税権の根拠

所得を生み出すために不可欠なサービスや要素を提供する法域は、そこから発生する所得に課税する権利があるという考えに基づき、RMC第5-2024号は次のように規定している。

- 所得の源泉地は、必ずしも支払いが行われる場所や物理的に受領される場所によって決定されるのではなく、むしろ基礎となる所得を生み出す活動が行われた場所によって決定される。
- クロスボーダーサービスには、(i)コンサルティングサービス、(ii)ITアウトソーシング、(iii)金融サービス、(iv)電気通信、(v)エンジニアリング及び建設、(vi)教育訓練、(vii)観光及び接客、(viii)その他類似のサービスが含まれる。

## フィリピンにおける受益者理論の適用

RMC第5-2024号によれば、フィリピン内での活動について、それがなければ事業活動が達成されなかったと言えるほど、取引全体との関係で不可欠であるかどうかを明らかにする必要がある。フィリピンにおける所得創出活動が事業にとって不可欠であると判断された場合、これらの活動から生じる所得の源泉地国はフィリピンであるとみなされる。

## 日本の納税者への影響

最終源泉税に関して述べると、クロスボーダーサービスから生じる所得は、原則論として、日比租税条約の文脈では事業所得と考えられ、日本の納税者がフィリピンにおいて恒久的施設（日比租税条約第5条の定義に従う）を有さない限りにおいて課税は生じないと考えられる。

フィリピンにおける課税の理屈付けにもよる可能性はあるが、日本の納税者がフィリピンにおいて恒久的施設を有しないと考えられる場合に課せられる最終源泉税について、日本の納税者が外国税額控除を適用することは難しいように思われる（法人税法施行令第142条第8項第5号参照）。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 米州

### 米国

## SPACに関する新たな規則の導入

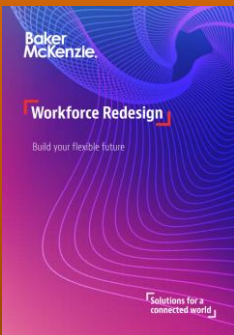
### 概要

米国証券取引委員会（以下、「SEC」）は、新規株式公開（以下、「IPO」）や特別目的買収会社（以下、「SPAC」）の企業結合を規制する枠組みを見直す規則案の発表から約2年という長い年月を経て、このトピックに関する最終規則を3対2の投票で採択した。SECの規則案が発表されて以

## 「Workforce Redesign」ガイドのお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ベーカー・マッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



来、SPAC 市場には、規制や経済的な逆風に直面して冷え込むなど多くの変化があったが、最終規則は 2022 年 3 月の SEC の原案をほぼ踏襲している。

SEC の原案からの主な変更点は以下の通りとなっている。

- SPAC の IPO における引受人が、その後の企業結合を促進するための措置を講じている場合、当該企業結合についても引受人とみなす旨の新たな規則 140a を 1933 年証券法（以下、「証券法」）の下で定めることは行われなかった。
- 特定の SPAC のための 1940 年改正投資会社法（以下、「投資会社法」）に関するセーフハーバー・ルールは採用しないこととされた。
- SPAC が、その企業結合及び関連する資金調達取引が、SPAC の無関係な証券保有者にとって公正又は不公正であると合理的に考えているか否かを表明する要件は設けられないこととされた。

581 ページを超える SEC の最終規則は、多くの新しい開示項目が追加され、読み応えのある内容となっている。同規則は、SPAC の IPO と企業結合の開示に対応するため、レギュレーション S-K に新たなサブパート 1600 を追加し、また、SPAC の企業結合における財務報告要件を従来の IPO におけるものと整合させることを意図したレギュレーション S-X に新たな第 15 条を追加している。これらの開示要件の内容の多くは予想されていたものであり、その結果、最終的な開示規則が市場を大きく混乱させることはない予想される。

最終規則は、連邦官報に掲載されてから 125 日後に発効する。

### SPAC IPO 引受人の責任

SEC の 2022 年提案で最も物議を醸したのは、SPAC IPO の引受人がその後の企業結合を促進するための措置を講じた場合、当該 SPAC IPO の引受人を当該企業結合における引受人とみなすという規則であった。提案当時、SEC は、この新しい規則を提案したとはいえ、証券法第 2 条(a)(11)の「引受人」の定義は、SPAC の企業結合における財務アドバイザーやその他の参加者を含めるのに十分広範なものであったと指摘した。これらの声明は即座に大きな反響を呼び、多くの投資銀行が SPAC 市場から撤退し、あるいは従来の IPO に典型的な 10b-5 やコンフォートレターを要求した。

SEC は、SPAC の企業結合におけるみなし引受人の責任を定める新たな規則を設けることは断念したものの、SPAC の企業結合は有価証券の分配であり、企業結合に関与する当事者は、分配の対象となる有価証券を購入・転売していない場合であっても、法定引受人とみなされ、関連するデューデリジェンスの抗弁と共に、開示における重要な虚偽記載や不作為について、証券法第 11 条の責任を問われる可能性があるとの指針を改めて示した。

SEC のガイドラインは明確ではなく、SPAC の企業結合の文脈でまだ効果的にテストされていない、事実と状況に依拠するアプローチを採用している。そのため、リスク許容度や潜在的な案件の質に基づき、SPAC 市場への財務アドバイザーやその他のアドバイザーの関与が引き続き見直されていくことが予想される。

### 投資会社法における SPAC の地位

最近の SPAC ブームで知的にも訴訟的な観点でも関心を集めたのは、IPO 後 1 年以内に企業結合でターゲットを買収できなかった SPAC が、SPAC の信託勘定資金が有価証券（通常は国債、マネー・マーケット・ファンド、その他の現金類似証券）に投資されているという事実によって、投資会社法の下で投資会社としての登録義務に服するかという点であった。

## 「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



SECは、「この判断は事実に基づく個別的なものであり、事実や状況によっては、SPACはその運営のどの段階においても投資会社となりうるため」、SPACに対するセーフハーバー・ルールの採用を見送った。その代わりにSECは、SPACが行う可能性のある活動のうち、SPACが投資会社として登録されるべきであると判断する可能性が高くなるものとして以下を列挙した。

- 社債に投資すること、又はDe-SPAC取引を行わず、受動的な投資家となることを意図して企業の少数株主持分を取得すること。
- SPACの役員、取締役、及び従業員が、De-SPAC取引を積極的に模索しないか、又は投資リターンを達成することを主目的としてSPACのポートフォリオを積極的に管理することに相当な時間を費やしていること。
- 企業結合を完了させることなくSPACの期間が18か月を超えること（ここ一年でより一般的になった実務慣行）。そのような状況は、SPACの役員、取締役、従業員が、SPACの事業目的を達成することよりも、SPACが保有する証券からの投資リターンを達成することに従事しているかどうかについて、より多くの疑問が生じるとSECは指摘している。
- SPACを債券投資、投資信託への投資の代替、または財務省証券やマネー・マーケット・ファンドへの投資の機会として販売すること。
- 投資会社法における投資会社の定義を満たした他の会社との合併。

共和党のマーク・T・ウエダ委員の反対意見は、投資会社法上のセーフハーバー・ルールが採用されなかったことに重点を置いている。しかし、今日に至るまで、セーフハーバー・ルールの欠如は、SPAC市場の冷え込みの中で、参加者から頻繁に指摘されているわけではない。

### 共同登録者としての対象会社

規則案で予告されているように、SPACの企業結合における対象会社（資産売却の場合は当該資産の売却先）は発行体とみなされ、その主要財務責任者、会計担当者、又は主要会計責任者、及びその取締役会の過半数が、企業結合に関連して提出される証券法上の登録届出書に署名する必要がある。

この要件により、このような署名者は、SPACの関連株主及び非関連株主に対し、証券法に基づく重大な虚偽記載又は不作為について、証券法第11条の責任を負うことになる。SECは、このような記載に対する厳格責任の訴訟原因を公衆に提供することが、証券法の中心的な考え方であると指摘している。また、SECは、対象会社が1934年改正証券取引所法（以下、「証券取引所法」）上の報告義務を終了及び／又は一時停止するまで、対象会社を同法上の定期報告義務の対象とする。

市場は既に上記のような対象会社の責任負担を内部化していると考えられる。その多くは、対象会社がクローリング後の上場企業の経営権を取得することによって、既に暗黙のうちに負担されている。しかしながら、以下の点には留意する必要がある。

- 対象会社は、企業結合の期間中、証券取引所法の報告要件に関連する追加的な財務上及び手続上の負担を考慮する必要がある。
- SECは、SPACの企業結合の対象が、他の事業から切り出される事業である場合、証券取引所法上の報告についてどのようなことが期待されるかを明確にすべきである。
- 会社役員賠償責任（D&O）保険市場は、この新たな証券法第11条の負担や、対象となる企業結合が最終的に完了しなかった場合に補償を帳消し

## 「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネー・ロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



にするために必要な仕組みに対応するために、更に進化していくと思われる。

### 今後の見通しと PSLRA に関するセーフハーバー

最終規則により、1995年私募証券訴訟改革法（以下、「PSLRA」）の将来予想に関する記述に対するセーフハーバー・ルールは、SPACには利用できなくなった。これは、証券法規則 405 及び証券取引法規則 12b-2 に「白紙委任会社」の新たな定義を盛り込むことで実現した。また、最終規則では、SPAC の企業結合における予測の提供に関する開示要件が強化され、予測の重要な根拠や重要な仮定に関する情報などが追加された。

この変更は予想されていたことであり、対象企業やその財務アドバイザーは、予測の提供への対応にこのような予想も考慮していたと考えられる。

### 実質的な公平性の判断

提案された規則では、SPAC に対して、その企業結合及び関連する資金調達取引が、SPAC と無関係な証券保有者にとって公平又は不公平であると合理的に考えているか否かを記載することを求めている。この提案を受けて、最終規則がまだ公布されていないにもかかわらず、このような開示が頻繁に行われるようになった。

この提案とは異なり、SEC は、SPAC が設立された法域の法律が、SPAC の取締役会（又は同様の統治機関）に対して、De-SPAC 取引が SPAC とその株主にとって望ましく、最善の利益となるかどうかの判断を求める場合、又はそれに相当する判断を求める場合、SPAC はその判断を開示する必要があるとしている。

このアプローチは、取引の公平性の評価に関する取締役会の責任は、通常、企業の設立された法域の法律の管轄であるという事実を反映したものである。従来、SPAC の取締役会は、SPAC の開示に対象会社の予測を含めることを SEC が明確に精査する一方で、SPAC の株主に対する取引の公平性に関する取締役会の決定を通じて、その検討と開示を事実上要求していることに関して、板挟みになっていた。最終規則は、SPAC 取締役会の立場をより良くするものである。

現実的には、2022年インフレ削減法の下で制定された SPAC の償還に対する物品税や、多くのスポンサーが SPAC に不利と見ている最近のデラウェア州法の副産物として、取締役会の決定に関する実質的な規則を備えた法域におけるオフショア SPAC の形成が更に推し進められるかもしれない。

最後に、SEC が SPAC の企業結合の完了後、中小報告会社（以下、「SRC」）のステータスの再決定を要求する規則を採択していることは注目に値する。SRC は、レギュレーション S-K やレギュレーション S-X、証券法や証券取引所法に基づく様々な書式において、規模を縮小した開示要件の対象となる。殆どの SPAC が適格とする SRC の地位は、証券法又は証券取引所法に基づく普通株式の新規登録届出時に決定され、年 1 回再決定される。

SPAC の企業結合後、上場会社は、Form 10 情報と共に提出される Form 8-K（すなわち、スーパー 8-K）以外の最初の SEC 提出書類を提出する時まで、(i) 企業結合完了後 4 営業日以内の日付で測定される浮動株式、及び(ii) 当該 Form 8-K で報告される直近の完了した会計年度の対象会社の年間売上高を用いて測定される年間売上高について、SRC ステータスを再決定しなければならない。但し、上場会社には企業結合後 45 日間の猶予期間が与えられ、その間は上場会社が SRC の地位を有していなくても、SEC への提出書類に SRC でないことを反映させる必要はない。

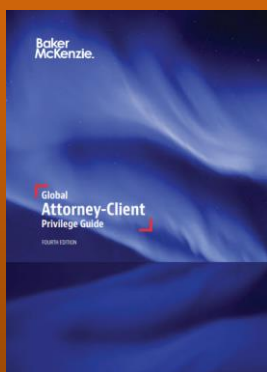
[最初のページに戻る](#)

「弁護士・依頼者間の秘匿特権  
(英語)」グローバルガイド  
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方はメールにてご連絡ください。



## 米国

### 連邦租税裁判所、ケイマンヘッジファンドが米国で事業活動に従事していると判決

2023年11月15日付の判決で、連邦租税裁判所は、ケイマン諸島のリミテッド・パートナーシップとして組織されたヘッジファンドである YA Global が、米国内における Yorkville Advisors (ヨークビル・アドバイザーズ、以下、「YA」) の活動を根拠として米国で事業活動に従事している (engaged in a US trade or business) と判示した。ニュージャージー州に本社を置く Delaware LLC である YA は、YA Global の米国におけるアセットマネージャーを務めていた。

YA Global と YA は、売買及び一般的な取引事項について、YA を YA Global の代理人とするアセットマネジメント契約を締結した (実際にも YA は契約の通り、代理人として活動していた)。YA Global 自体には従業員がおらず、YA Global と YA は、YA が YA Global に投資マネジメントサービスを提供するという、投資マネジメント契約を締結していた。この契約では、YA は YA Global の「代理人」とされており、YA Global は特定の投資規制について YA に速やかにアドバイスすると規定していた。

裁判所は、YA が YA Global に代わって広範な職務を遂行し、その対価として、「2 and 20 compensation arrangement」に基づき報酬を受け取ったと認定した。「2 and 20 compensation arrangement」とは、2%のマネジメントフィー及び総資産の20%のキャリドインタレストからなる報酬体系である。そして、裁判所は、YA は YA Global の代理人であり、YA の行為は YA Global に帰属すると判示した。

判決の鍵となったのは、YA Global が YA の提供するサービスのパフォーマンスに対して、どの程度の支配力を有していたかであった。

裁判所の分析は、投資マネジメント契約に基づく、YA の「代理人」としての権利義務及び活動に焦点を当てた。特に、裁判所は、YA Global が YA に与える権利に焦点を当て、両者の関係をサービス提供者とサービス受領者の関係ではないとした。これは、サービス提供者とサービス受領者の委任関係においては、サービス受領者は契約の開始時にのみ指示を提供するのが通常であることによる。

裁判所は、YA がいくつかの小規模ファンドも管理していたにもかかわらず、独立した代理人であるという YA の主張を認めなかった。YA は YA Global の利益のためにほぼ独占的に活動し、他の顧客に対し積極的にサービスを提供していなかったため、独立の代理人とはいえない旨判示された。

裁判所は、YA の活動が YA Global の米国実質関連所得 (Effectively Connected Income、以下、「ECI」) を創出したと認定したため、YA Global に対し、その米国以外のパートナーに帰属する、ECI について源泉徴収を行うよう命じた (総額は、源泉徴収額及び源泉徴収にかかる不納付加算税込で 5,700 万ドル)。

[最初のページに戻る](#)



## 「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となります。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



## 3. 欧州

### オーストリア

#### オーストリア会社法改正

##### はじめに

2023年に、オーストリア会社法が改正された（Gesellschaftsrechts-Änderungsgesetz 2023）。改正会社法は、GmbHの最低資本金を35,000ユーロから10,000ユーロに引き下げる等の技術的な改正の他、新たな法人形態としてフレキシブル・カンパニー（Flexible Kapitalgesellschaft、以下、「FlexCo」）を導入する法律（Flexible Kapitalgesellschafts-Gesetz、以下、「FlexKapGG」）及びスタートアップに対する税制優遇を定めるスタートアップ促進法（Start-Up-Förderungsgesetz）を含む。

##### FlexCo

#### 1. FlexCoの要点

近年、オーストリアでは、会社法に対してより柔軟性を求める声があった。新たに導入されるFlexCoは、GmbHと株式会社（以下、「AG」）のハイブリッドとして、既存の法人形態の両方の利点を生かそうとしている。従来、オーストリアでは、その確立された枠組みから、GmbHが事業立ち上げ期に広く用いられる法的形態であった。そのため、FlexKapGGは、FlexCoに対して、GmbHについて定める法律（以下、「GmbH法」）が補完的に適用されると定めている。

FlexCoの要点は以下の通りである。

- FlexCoは、GmbHとAGの両法人形態の利点を融合させようとしたもので、これらのハイブリッドといえる。
- FlexKapGGは、FlexCoにつき、GmbH法が補完的に適用されることを定めた上で、FlexCo特有の29のセクションを定めている。
- 2024年1月1日現在、FlexCoの最低資本金は、GmbHと同じく、10,000ユーロである。
- 一般的に銀行口座の開設が義務付けられている。
- FlexCoは書面決議及び電磁的手段による議決権の行使が認められており、決議への積極的な参加が求められている。
- 株式譲渡及び新株引受に対しては、公正証書（Notarial Deed）は必要とされず、公証人又は弁護士による私的な認証で済む。
- 企業価値株式が導入され、従業員の資本参加の促進が期待される（以下に詳述）。

#### 2. 企業価値株式

GmbHの各株主は1種類の株式しか保有できないが、FlexCoでは複数の種類の株式を保有できる。実務的に言えば、異なる資金調達ラウンドに参加した株主は、それぞれ固有の権利及び義務を有する多様な種類株式の発行を受けることがある。これまでは契約によって管理されていた実務慣行が、今後は会社法によって管理されることになる。

FlexCoの本質は、企業価値株式（Unternehmenswert-Anteile）という新しい種類株式の導入にある。この株式は、株式資本の25%未満を上限として発行

することができ、最低額面金額は 0.01 ユーロである。企業価値株式には配当金や残余財産の分配に関する権利が与えられるが、議決権はない。もっとも、企業価値株式の保有者は、FlexCo の総会に参加し、書面決議の開催について報告を受ける権利がある。

オーストリアの会社登記簿に登録される通常の株式とは対照的に、企業価値株式の参加者は株式名簿に登録されるだけでよい。このような企業価値株式の保有者については参加金額、個々人の氏名を明らかにすることなく、会社登記簿に登録されることになる。

株式の譲渡に関する書式要件は、企業価値株式の場合、更に簡素化されており、公証人や弁護士の間与なくして、簡単な書面で譲渡することができる。更に重要なことは、企業価値株式の保有者は、創業株主が持株の大半を手放す場合に、タグアロング（創業株主と同条件で買い手に売却する権利）を享受できることである。

### スタートアップ促進法に基づく税制優遇

スタートアップ促進法は、スタートアップ企業について、従業員の資本参加（以下、「従業員参画」）がされた場合に対する所得税優遇措置を導入した。なお、この優遇税制は FlexCo だけに適用されるものではなく、GmbH や AG といった他の法人形態にも適用される。

従業員参画は以下の要件を満たす必要がある。

- 従業員参画しての株式は、雇用者（即ち、スタートアップ企業）（又はその雇用者の株主）から、額面金額以下で付与されたものであること。
- スタートアップ企業の従業員数が年間平均 100 人以下であること。
- スタートアップ企業の収益が 4,000 万ユーロ以下であること。
- 発行会社が他社の連結財務諸表に含まれないこと（連結子会社でなくとも、例えば 25% を超える出資を受ける場合の持分法の適用を受けることも、他社の連結財務諸表に含まれるものとして扱われる）。
- 従業員参画としての株式は、会社設立から 10 年以内に付与されること。
- 付与される従業員が、その時点で 10% 超の出資比率を有していないこと。
- 従業員と雇用者は、従業員による従業員参画としての株式の譲渡には、雇用主の同意がなければならぬ旨を書面で合意すること（譲渡制限）。
- 従業員は従業員参画としての株式を受け取った時点で、雇用主に対し、従業員参画を選択することを書面で宣言し、これが記録されること。

従業員参画がされた場合、その株式に対する時価評価及び課税は、売却又は雇用の終了まで繰り延べられる。これにより、手元にキャッシュがない状態にもかかわらず、従業員に対して課税されることを防ぐ。

FlexCo の企業価値株式に対しては、特別なルールが適用される。即ち、FlexCo の従業員は、FlexCo における雇用が終了した場合であっても、企業価値株式を譲渡するまでは、なお、課税繰延べを選択可能である。更に、企業価値株式をその発行会社の通常の持分に転換しても、課税はされない。

雇用期間が 2 年で、従業員参画としての株式を 3 年以上保有していた場合、売却代金の 75% には一律 27.5% の税率が適用され、残りの 25% には各個人

の累進税率が適用される。かかる株式を譲渡した場合、課税標準は売却価格であり、その後の調整（即ち、「アーンアウト」）を考慮する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 4. ESG / Sustainability

### ベトナム

#### 責任あるビジネス慣行に向けた国家行動計画

ベトナムでは、2023年から2027年の責任あるビジネス慣行を促進するための国家行動計画において、投資、労働、社会的弱者に対する保護、環境保護及び消費者保護の分野における優先課題が定められた。

2023年7月14日、首相は国家行動計画の促進に関する決定第843号を公布し、2023年10月2日、司法省は、2023年から2027年の期間にベトナムの責任あるビジネス慣行を促進するための政策と法律を完了させるための国家行動計画を実施する決定第2306号を公表した。

国家行動計画は、国連の掲げる17の持続可能な開発目標（SDGs）、EUベトナム自由貿易協定（EVFTA）や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）などの二国間及び多国間の経済協力枠組みにおけるベトナムの国際公約を遵守することを目的とする。

国家行動計画に基づき、入札法、労働関連法令、男女平等・差別禁止に関する法令、環境関連法令、消費者保護法、民事訴訟手続法などの法令に関する改正を検討することが予定されている。また、性別変更に関する法律及び個人情報保護法についても改正が予定されている。

更に、国家行動計画では、投資プロジェクトの審査、優先分野における統計・データベースの開発、フィードバック受領のメカニズム、責任あるビジネス慣行の促進に関する改善を通じて、既存の法律と政策の有効性と実効性を向上させることも優先課題としている。

国家行動計画に関連する法改正により、企業のコンプライアンスに関する義務が増加することも考えられる。他方で、国家行動計画に速やかに対応した企業には、同業他社、消費者その他の関係者の中で高い評価を受けるチャンスもある。また、責任あるビジネス慣行が法制化されることにより、企業によるサプライチェーンにおけるコンプライアンス遵守も促進されるであろう。

[最初のページに戻る](#)

## EU

### 強制労働による製品のEU市場流通を禁止する規則に関するアップデート

#### 背景

EUでは、強制労働によって製造された製品のEU市場での販売及びEUからの輸出を禁止する規則の制定を目指し協議を進めている。

欧州委員会は2022年9月14日、強制労働により生産された製品のEU域内での流通を禁止する規則案を発表した（以下、「本規則」又は「本規則案」）。

欧州理事会と欧州議会は、欧州委員会が2022年9月14日に発表した本規則の最終文書に合意するための交渉を行い、欧州議会は2023年11月8日に見解を採択した。

欧州理事会では、2024年1月26日に交渉権限を採択し、本規則の最終文書に合意するための第1回目の交渉が同月30日に行われた。欧州理事会は、2024年夏までに規則を採択するため、最終文書について合意に達する期限を2024年2月に設定している。

また、欧州議会の議事日程によれば、欧州議会は2024年4月22日に、暫定的な政治合意について投票を行う予定である。

#### 本規則の概要

本規制は、EU域内で製造されたもの、及びEU域内に輸入されたもののうち、その全部又は一部が強制労働（児童労働を含む）を用いて製造された全種類の商品を対象とする。また、規制の対象となる事業者は、EU市場に製品を流通させる、又はEU域外に輸出する全ての企業であり、他のESG関連規則では適用の免除や特例が認められている中小企業も本規則の適用対象となる。本規制の適用範囲は、製品の生産、製造、収穫、抽出におけるサプライチェーンのいずれかの段階において強制労働が使用された場合に及ぶと予想され、現時点での本規則案では、輸送や流通などのサービス活動に強制労働が関与する場合は含まれていない。

本規則による対象製品及び商品の流通禁止措置は、主として税関規則と審査によって構成され、税関当局には禁止措置に違反していると認定した製品の自由流通や輸出を停止する権限が与えられる。また現在の本規則案では、高リスク地域に設立された企業や高リスク商品を生産する企業は、強制労働を使用していないことを証明する必要がある、強制労働に関与した労働者は補償を受けることになる。

#### 米国ウイグル強制労働防止法との違い

米国ウイグル強制労働防止法では適用される地域が特定されているが、本規則案は対象とする地域は特定されず、およそ強制労働が行われる全ての地域を対象とする。また、米国ウイグル強制労働防止法は、輸入者に、対象とみなされた物品が強制労働に関与していないことを証明する責任を負わせるのに対し、本規則案では各EU加盟国の管轄省庁及び税関に、初期調査を実施させて商品が強制労働に関与していることを取り締まることを想定している。

[最初のページに戻る](#)

## 英国

### 改訂版グリーンリース・ツールキットの公表

英国のベタービルディングズ・パートナーシップ（以下、「BBP」）は、2024年1月29日、賃貸人と賃借人との間でグリーンリースというコンセプトの共通理解を共有し、商業用不動産賃貸借へサステナビリティ関連条項を円滑に組み込むことを目的とした、グリーンリース・ツールキット（以下、「本ツールキット」）の改訂版を公表した。

グリーンリースは、商業用不動産賃貸借において当事者間で環境負荷の低減などに関する自主的取決めをすることである。そして、本ツールキットについては、商業用不動産の環境負荷の軽減を目指して2007年12月に発足した団体であるBBPが、グリーンリースの普及を目的として、その第一版を2008年に公表している。

今回の改訂版の本ツールキットは、グリーンリースについての関係者の対話、合意形成及び契約書作成に関して幅広い指針を提供するという点で、重要性が高いといえる。

例えば、本ツールキットにおけるグリーンリース・エッセンシャルズ（Green Lease Essentials）においては、グリーンリースの観点で契約へ取り入れることが重要と思われる下記のような視点が提供されている。

- 物件の環境性能を高める上で共通の目的を設定するための協力
- 環境性能に関するデータの共有の十分性について議論し、サステナビリティに関する議論を継続・発展させるための、建物管理・サステナビリティグループの設置
- 定期的に、かつ、透明性のある形で、物件におけるエネルギー使用料や水使用量、廃棄物量などについてデータを共有・測定すること
- エネルギー効率向上のための工事に関する賃貸人の権利の拡大
- エネルギー効率、EPC（Energy Performance Certificate）又は他の環境評価への悪影響を与え得る賃借人による改修の制限
- 家主がEPC検査の時期や委託について一定程度以上コントロールできるようにすること
- 賃貸人と賃借人の双方による廃棄物の最小化とリサイクルの最大化を図ること
- エネルギー性能と廃棄物に関する一定の原則に基づいた原状回復
- 賃貸人と賃借人の双方による再生可能エネルギーの活用

近年のサステナビリティへの要請を受けてグリーンリースへの関心は高まっており、本ツールキットは、最も頻繁に利用されるBBPの公刊物の1つとなっている。英国外の商業不動産賃貸借に関する契約におけるサステナビリティ関連条項を検討する上でも、本ツールキットを参照する機会が増加する可能性がある。

[最初のページに戻る](#)